

引揚後護行弁復葬手続

奄美大島向遺骨等の發送について

昭和廿三年十一月五日

引揚後護隊長官

鹿兒島縣知事 殿

別紙連合軍總司令部の指令により貴縣廳所管の奄美大島出身軍人軍
屬の遺骨遺留品及び縣本縣廳所管の沖縄關係遺骨遺留品等を發送す
ることになりました。

細部については復員局から貴縣世話課長に通知させていただきます。

鹿兒島に於ける遺骨遺留品の保管、運搬、搭載、搭載は船運會が主
宰し之に各官公廳協力して實施することになりましたが貴縣關係
以外の遺骨遺留品の保管、運搬、搭載に關しても何分の御協力を
御願ひします

通知先 鹿兒島縣知事

参考 陸軍省、海軍省、船舶運送會、二重橋運送會

ABO14.335(1947.3.29)GD
(30JAPFIN-3527-A)

AF0500
29 3 1947

宛 日本帝國政府

經由 東京終戦連絡中央事務局

件名 死没琉球人の遺骨遺留品の処理

一、一九四六年十二月五日附終戦連絡中央事務局番翰六四三五一日
「一件名「死没琉球人の遺骨遺留品の遺送許可申請」に關連す
る。

二、首題の遺骨遺留品は佐世保に集められ、死没者の完全なる名簿
三部を準備すべきことを指令するその一部は首題遺骨遺留品に
添附し二部は連合軍最高指揮官に提出のこと

三、上記諸項を完成の上日本帝國政府は琉球諸島沖縄向け第一便の
適當なる搭載力に適當に關し日本帝國連合軍統制局（スカジヤツ

ブ一に協議すべきことを指令する

四、首題遺骨遺留品は琉球諸島軍政部に引き渡される間以下諸項の通り適切なる積荷目録を準備すること

A 船長宛四部、その中二部は死没者名簿と共に琉球諸島軍政部又はその指令する代表者に対し船長により提出される

B 日本帝國政府宛三部。これは連合軍最高指揮官に提出のため

五、琉球諸島軍政部又はその指令する代表者が受理した積荷目録は経費算定用として第八軍司令部に送付される

六、首題遺骨遺留品は引渡す迄は安全に保管すること